

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の概要

1. 関係法令

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）

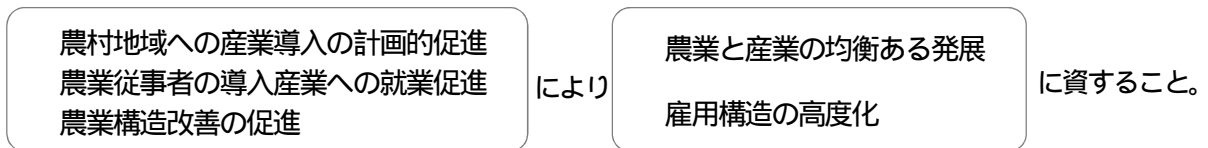
2. 制度のしくみ

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）の目的

高度経済成長期に大都市圏の過密及び集中が顕著となり、工場の地方分散や農村地域の雇用機会の創出、また、農業経営規模の拡大等の農業構造の改善を推進するため、昭和 46 年に農村地域に計画的に工業を導入する「農村地域工業等導入促進法」が制定された。

その後、近年における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域での立地ニーズの高いと見込まれる産業も導入できるよう、対象業種の限定を廃止するなどの改正を平成 29 年に行い、名称が「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」とされた。

制度の目的（法 1 条）



対象地域及び対象業種（法第 2 条）

・「農村地域」としての市町村の要件は

農業振興地域
振興山村
過疎地域

を含む市町村。

ただし、

首都圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域等
人口 20 万人以上の都市
人口 10 万人以上で人口増加率が全国平均を超える都市

は除外される。

・対象業種は、全業種

計画制度の仕組み（法第 3、4、5 条）

国の定める基本方針、都道府県の定める基本計画、市町村の定める実施計画の三段階の構成となっている。

国：農村地域への産業の導入に関する基本方針

県：農村地域への産業の導入に関する基本計画

市町村：農村地域への産業の導入に関する実施計画

税制の特例措置（法第 7 条）

農地等の譲渡者の所得税の軽減